

議案第41号

伊賀市営住宅管理条例の一部改正について

伊賀市営住宅管理条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和8年2月26日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊賀市営住宅管理条例（平成16年伊賀市条例第206号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「条例により建設し、」を削り、「の住宅及び」を「管理する公営住宅及び改良住宅並びに」に改め、同条第2号中「建設し」を「建設、買取り又は借上げを行い」に、「賃貸する」を「賃貸し、又は転貸する」に、「附帯施設」を「その附帯施設」に改める。

第4条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了

第19条第2項中「前項」を「前2項」とし、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、借上げ公営住宅の修繕に要する費用のうち入居者の負担とするものは、市長が別に定める。

第35条第1項に次の1号を加える。

(8) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。

第35条に次の2項を加える。

5 市長は、市営住宅の入居者が第1項第8号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合は、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 市長は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合は、当該公営住宅の賃貸人に代わって、法第32条第6項の規定により入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。